

ごみの分別方法の見直し及びごみ処理費の住民負担について

市民のみなさまの意見をお聞きします

はじめに

草津市廃棄物減量等推進審議会では、市長から諮問のありました「①ごみの分別方法の見直しについて」及び「②ごみ処理費の住民負担のあり方について」の2点について平成18年3月から現在まで9回の審議を重ねてきましたが、その答申を出すに当たって市民のみなさまのご意見を参考にしたいと考えております。

1. ごみの分別区分の見直しについて

ごみの分別を11種類の新しい区分に変えようと考えています。この分別案についてあなたのご意見を募集します。また、ごみ分別区分の名称についても現在のものはわかりにくいという意見がありますのでわかりやすい名前がありましたら併せて募集します。

● 背景

ごみの分別については、平成13年度から現在の10種類分別を実施しております。しかし、ごみの分別がわかりにくい、古紙類を焼却処理している、プラスチックの処理に多大な労力と費用を要するなど多くの課題を残しています。こうしたことを踏まえて、ごみの資源化の推進、わかりやすいごみの分別、処理に応じた分別の観点から、現在のごみ分別区分を見直すこととします。

● ごみ分別方法の主な変更点

- 新しいごみ分別区分は、①焼却ごみ類②古紙類③プラスチック製容器類④ペットボトル類⑤空き缶類⑥破碎ごみ類⑦飲・食料用ガラスびん類⑧陶器・ガラス類⑨粗大ごみ⑩乾電池⑪蛍光管の11種類とします。
- 新聞、雑誌、ダンボール、飲料用パックは、新たに古紙類として収集し、資源化します。
- プラスチック製容器類では、プラスチック製容器類だけを収集し、資源化します。それ以外のプラスチック類については、焼却ごみ類として収集し、焼却処分します。
- 空き缶類では、収集後の処理が行いやすいように空き缶だけを収集し、それ以外の金属類は、破碎ごみ類とします。
- 現行の「小型破碎ごみ類」と「不燃物類」の分別区分が判りづらいため、「破碎ごみ類」と「陶器・ガラス類」に名称を改めます。
- ペットボトル類、粗大ごみ、乾電池、蛍光管については現行どおりです。

●新しいごみ分別区分案

区 分	内容物の具体例
①焼却ごみ類 （普通ごみ類） ○ 可燃ごみを焼却ごみ類として収集し、焼却処分します。	生ごみ、刈草、剪定枝、木、竹、皮革製品、くつ、食用油、古紙以外の紙類、古着、古布、紙おむつ プラ容器のうち汚れがひどいもの（例えばマヨネーズやドレッシングの容器など）、サランラップ類、CD、ビデオテープ、カセットテープ、フロッピーディスク、プラスチック製ハンガー、スポンジ、ポリバケツ、長ぐつ、ゴムホース、使い捨てカイロ、保冷剤、ナイロンひも、梱包用バンド
②古紙類 （新しい分別区分） ○右の4種類ごとに結束して古紙類として収集し、資源化します。	新聞（チラシ含む）
	雑誌、書籍、パンフレット、包装紙、食品の外箱
	ダンボール
③プラスチック製容器類 （プラスチック類） ○  が付いている汚れのないものをプラスチック製容器類として収集し、資源化します。	プラスチック容器、ポリ袋、ポリ容器、シャンプー容器、レジ袋、発泡スチロール、トレイ、卵パック
	④ペットボトル類 ○  が付いているペットボトルをペットボトル類として収集し、資源化します。
⑤空き缶類 （金属類） ○ スチール、アルミの空き缶だけを空き缶類として収集し、資源化します。	スチール缶、アルミ缶、クッキー等御菓子の缶、缶詰の缶、一斗缶、スプレー缶
⑥破碎ごみ類 （小型破碎ごみ類） プラスチック、金属等の複合素材及び缶以外の金属類を破碎ごみ類として収集し、破碎機にかけて、金属は資源化し、それ以外は焼却処分および埋立処分します。	炊飯器、ミキサー、トースター、ホットプレート、浄水器、アイロン、複合素材のハンガー、ヘルスメーター、電話機、ラジカセ、ポット、懐中電灯、玩具類、インクカートリッジ、包丁、安全カミソリ、はさみ なべ、フライパン、アルミホイール、金属製ハンガー、使い捨てライター、トタン、傘の骨、ホーロー鍋、電気コード等
⑦飲・食料用ガラスびん類 （びん類） ○ 飲・食料用ガラスびんを収集し資源化します。	飲料用、食料用のガラスびん、ドリンク剤のびん、飲み薬のびん
⑧陶器・ガラス類 （不燃物類） 飲・食料用ガラスびん以外のガラスびん、ガラス、陶器類を収集し埋立処分します。	化粧品、薬品の空きびん（飲み薬以外の薬品）、ガラス食器類、板ガラス、陶磁器類（食器、植木鉢など）、鏡、味付け海苔のびん、割れたガラスびん、電球
⑨粗大ごみ ※一辺 50cm 超えるものまたは 10kg を超えるものを粗大ごみとします。	自転車、ふとん、タンス、ベッド、机、カーペット、電子レンジ、
⑩乾電池 ○ 現行どおり	乾電池
⑪蛍光管 ○ 現行どおり	蛍光管、水銀体温計

※ 区分の（ ）は旧名称、太字は分別体制が変更した品目を示します。

※ 赤字は、従来の区分に新たに追加されるものです。

2. ごみ処理費の住民負担のあり方について

指定ごみ袋の無料配布を止め、ごみ袋を1枚目からいつでも必要な枚数だけスーパーやコンビニエンスストア等の販売店で購入していただけるようにしようと考えています。このことについて、市民の皆様からのご意見を募集します。

● 背景

現在、当市では、ごみ袋については、1世帯当り年間、普通ごみ袋104枚、プラスチック類ごみ袋30枚、ペットボトル類ごみ袋12枚を無料で配布していますが、不足する世帯については、5枚1組550円で購入していただいております（この制度を超過従量制による有料化といいます）。

しかし、この制度では、世帯の人数や生活様式の違いに応じてごみ袋の配布枚数を変えることが困難なことから、ごみ袋の過不足が生じている世帯があります。

また、現在の制度では、ほとんどの人が無料でごみを出していることからごみに対する意識が高まりにくく、安易にごみを出す傾向にありました。

そこで、今回、ごみの排出量に応じた負担を市民にさせていただくために一枚目からごみ処理費用の一部を含んだ価格でごみ袋を買っていただく制度に改めようと考えています（この制度を単従量制による有料化といいます）。

この制度では、ごみを排出する際にごみ袋を購入する必要があることから、これまでごみを出すことに無関心だった人も関心を持つようになり、費用負担を抑えるために不要なものは買わない、過剰包装は断る、物を大切に長く使うなど、各家庭でごみを減らすためのいろいろな工夫がなされ、ごみの減量につながるものと考えています。

また、古紙や空き缶、ペットボトルなどの資源ごみについては、販売店の店頭回収や地域の集団回収など無料の回収ルートへの排出が増え、リサイクルのための分別が進むものと考えます。

● 新たに導入しようと考えている有料化案（単従量制）

- ① 市民の皆さんがごみを出していただく際には、市指定の有料指定袋をスーパーなどの販売店で1枚目から購入していただくこととなります。
- ② 指定袋は、ごみ処理費の約1/3程度の価格で販売することとなります。
- ③ 指定ごみ袋の容量および販売価格については、下記のとおりです。

有料指定袋1枚当たりの価格

種 類	容量 (L)	価格(円)
焼却ごみ類	45	50
	15	17
プラスチック製容器類	45	50
	15	17
破砕ごみ類	45	50
	15	17
陶器・ガラス類	15	17

- ④ 有料で指定ごみ袋を買っていただくのは、焼却ごみ類、プラスチック製容器類、破碎ごみ類、陶器・ガラス類の4種類となります。なお、古紙類、ペットボトル類、空き缶類、飲食料用ガラスびん類、乾電池、蛍光管については、再資源化することから無料とします。ただし、粗大ごみについては、今までどおり有料です。

- 【資料閲覧方法】 審議会の資料等の閲覧については、クリーン事業課、情報公開室、市民センター、まちづくりセンター、市民交流プラザ、市のホームページでできます。
- 【応募方法】 応募用紙の様式は問いませんが、氏名、住所、電話番号、意見を書いて、クリーン事業課あて、持参、郵送、ファクス、Eメールで応募してください。
- 【応募先】 〒525-8588（所在地記載不要）
草津市草津3丁目13番30号 草津市役所クリーン事業課
FAX 077-561-2479
Eメール cleanjigyo@city.kusatsu.lg.jp
- 【募集期間】 平成20年 月 日～ 月 日